

大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について(依命通達)の一部改正(案)について (意見照会)

(提出日)

(団体名等)

(担当者名・連絡先)

団体名	項目	意見	理由	コメント
関東		道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示 第1条第7号について、「専ら道路(専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する場所)の上を移動させること又は道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第1項第1号に掲げる行為をすることを目的として製作した小型特殊自動車」に改正する必要があると考えます。	改正の背景である国家戦略特区WGの内容を鑑みますと、既存の搭乗型移動支援ロボットの基準緩和認定の枠組みの中で生きている(保安基準に適合させることが不可である)自動車における使用場所を拡大することに伴い、判断通達の適用を拡大する改正に着手されているものと認識しております。故にWGの提案の内容を果たすのであれば、左記の告示についても併せて同様の改正を行い、引き続き基準緩和にて手当てをする必要があると考えます。	今回はいわゆる車道を走行するため、保安基準の緩和の許可は出さずに、小型特殊自動車の保安基準全てを満たして走行するものに限りまので、告示等の改正は行いません。
	基準緩和認定要領	【平成27年7月10日付国自技第63号】公道実証実験事業に用いる搭乗型移動支援ロボットの基準緩和認定要領について第1「用語の定義」について、「専ら道路(専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する場所)の上を移動させること又は道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第1項第1号に掲げる行為をすることを目的として製作した小型特殊自動車」に改正する必要があると考えます。	上段と同じです。	同上
	特殊自動車通達	21 運輸大臣の～ → 21 国土交通大臣の～	誤記のため。 ※平成27年7月10日付国自技第62号 国自整第53号にて改正されている内容になります。	ご意見を踏まえ修正致しました。
	特殊自動車通達	道路交通法第77条第1項第1号に掲げる行為に該当するかどうかの問い合わせがあった場合には、警察庁を案内するという理解でよいでしょうか。	調整済みであるかの確認です。	道路使用許可を得た場所でしか使用できませんので、道路使用許可については警察庁へ問い合わせをすることについて調整済みです。
	特殊自動車通達	(5)専ら道路(…に供する場所に限る。)に修正。	漏れと思われます。	ご意見を踏まえ修正致しました。
近畿運輸局	特殊自動車通達	専ら道路(専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する場所に限る。)	誤記かと思えます。	ご意見を踏まえ修正致しました。
	特殊自動車通達	保安装置が備わった歩道等移動専用自動車は、道路使用許可不要で歩道等を移動できるのでしょうか。	道交法ですが、参考までに確認です。	歩道等は通行できません。
自動車機構	特殊自動車通達	新旧対照表中 運輸大臣を国土交通大臣にしてはいかがでしょうか。	適正化のため、提案です。	ご意見を踏まえ修正致しました。